

平成7年6月11日執行 兵庫県議会議員選挙

告示日 平成7年6月2日
投票日 平成7年6月11日

概要

平成7年4月29日任期満了となる兵庫県議会議員選挙は、当初「地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日の臨時特例に関する法律（平成6年法律第103号）」の規定に基づき、第13回統一地方選挙として4月9日に執行される予定であった。

しかし、平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災により、兵庫県南部地域が未曾有の被害を被ったため、2月27日に兵庫県選挙管理委員会は、兵庫県議会議員選挙他4選挙の選挙期日の延期を自治大臣あて要望されたものである。

これを受け、「阪神・淡路大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（平成7年法律第25号）」が3月13日に公布・施行され、兵庫県議会議員選挙は、初めて統一地方選挙から離れて6月2日告示、6月11日投票という日程で執行された。

なお、兵庫県選挙管理委員会としては、今回延期された兵庫県議会議員選挙他4選挙が、次回以降必ず統一地方選挙に復帰できるよう自治大臣に対して法的措置を強く要望されたものである。

加西市選挙区においては、現職の大豊暢氏が勇退し、新人3名が立候補を行い実に12年振りの選挙となった。

【参考】

統一選挙特例法等

地方公共団体の議会議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（抜粋）

（平成6年法律第103号）

（選挙期日）

第1条 平成7年3月1日から同年5月31日までの間に任期が満了することとなる地方公共団体（都道府県、市町村及び特別区に限る。以下同じ。）の議会の議員又は長の任期満了による選挙の期日は、当該選挙を同年2月28日以前に行う場合を除き、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第33条第1項の規定にかかわらず、都道府県及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）の議会の議員及び長の選挙にあつては、平成7年4月9日、指定都市以外の市町村及び特別区の議会の議員及び長の選挙にあつては同月23日とする。

2 前項の地方公共団体の議会の議員又は長について、任期満了による選挙以外の選挙を行うべき事由が生じた場合において、公職選挙法第 33 条第 2 項又は第 34 条第 1 項の規定により当該選挙を行うべき期間が平成 7 年 4 月 1 日以後にかかり、かつ、当該期間が次条各号に掲げる選挙の区分に応じ、当該各号に定める日の前日までに始まるときは、当該選挙を同年 2 月 28 日以前に行う場合を除き、当該選挙の期日は、同法第 33 条第 2 項又は第 34 条第 1 項の規定にかかわらず、それぞれ前項に規定する期日とする。

3 第 1 項の地方公共団体の議会の議員又は長以外の地方公共団体の議会の議員又は長について、選挙を行うべき事由が生じた場合において、公職選挙法第 33 条第 2 項若しくは第 3 項又は第 34 条第 1 項の規定により当該選挙を行うべき期間が平成 7 年 4 月 1 日以後にかかり、かつ、当該期間が次条各号に掲げる選挙の区分に応じ、当該各号に定める日前 10 日までに始まるときは、当該選挙を同年 2 月 28 日以前に行う場合を除き、当該選挙の期日は、同法第 33 条第 2 項若しくは第 3 項又は第 34 条第 1 項の規定にかかわらず、それぞれ第 1 項に規定する期日とする。

(告示の期日)

第 2 条 前条の規定により行われる選挙の期日は、公職選挙法第 33 条第 5 項及び第 34 条第 6 項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる選挙の区分に応じ、当該各号に定める日に告示しなければならない。

- 1 都道府県知事選挙 平成 7 年 3 月 23 日
- 2 指定都市の長選挙 平成 7 年 3 月 26 日
- 3 都道府県及び指定都市の議会の議員選挙 平成 7 年 3 月 31 日
- 4 指定都市以外の市及び特別区の議会の議員及び長の選挙 平成 7 年 4 月 16 日
- 5 町村の議会の議員及び長の選挙 平成 7 年 4 月 18 日

(同時選挙)

第 3 条 第 1 条の規定により行われる都道府県の議会の議員の選挙及び都道府県知事選挙又は市町村若しくは特別区の議会の議員の選挙及び市町村若しくは特別区の長の選挙は、それぞれ公職選挙法第 119 条第 1 項の規定により同時に行う。

2 第 1 条の規定により行われる指定都市の議会の議員又は長の選挙及び当該指定都市の区域を包括する都道府県の議会の議員又は長の選挙は、公職選挙法第 119 条第 2 項の規定により同時に行う。

(重複立候補の禁止)

第 4 条 第 1 条の規定により平成 7 年 4 月 9 日に行われる選挙において公職の候補者となった者は、当該選挙区（選挙区がないときは、選挙の行われる区域）の全部又は一部を含む区域について同条の規定により同月 23 日に行われる選挙における公職の候補者となることができない。

2 前項の規定により公職の候補者となることができない者は、公職選挙法第 68 条第 3 項第 2 号（同法第 46 条の 2 第 2 項の規定により変更して適用することとされる場合を含む。）及び第 86 条の 4 第 9 項の規定の適用については、同法第

87 条第 1 項の規定により公職の候補者となることができない者とみなす。
第 5 条（寄附の禁止期間） 第 6 条（共済給付金の特例） 第 7 条（政令への委任）
附則等については省略

【参考】

阪神・淡路大震災に関する特例法等

阪神・淡路大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律

（平成 7 年法律第 25 号）

（選挙期日等）

- 第 1 条 平成 7 年 3 月 1 日から同年 5 月 31 日までの間に任期が満了することとなる地方公共団体（その区域の全部又は一部が阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成 7 年法律第 16 号）第 2 条第 2 項に規定する特定被災区域内にある地方公共団体のうち、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（平成 6 年法律第 103 号。以下この条において「統一地方選特例法」という。）第 1 条第 1 項に規定する選挙の期日においては選挙を適正に行うことが困難と認められる市町村として自治大臣が指定する市町村（以下「指定市町村」という。）及び指定市町村の区域を包括する府県（以下「指定府県」という。）に限る。）の議会の議員又は長の任期満了による選挙の期日は、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 33 条第 1 項及び統一地方選特例法第 1 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 7 年 6 月 11 日とする。
- 2 指定市町村又は指定府県の議会の議員又は長について、任期満了による選挙以外の選挙を行うべき事由が生じた場合において、公職選挙法第 33 条第 2 項又は第 34 条第 1 項の規定により当該選挙を行うべき期間が平成 7 年 4 月 1 日以後にかかり、かつ、当該期間が第 3 条各号に掲げる選挙の区分に応じ、当該各号に定める日前 10 日までに始まるときは、当該選挙の期日は、同法第 33 条第 2 項又は第 34 条第 1 項及び統一地方選特例法第 1 条第 2 項又は第 3 項の規定にかかわらず、同年 6 月 11 日とする。
- 3 第 1 項の規定による指定をしたときは、自治大臣は、直ちにその旨を告示しなければならない。
- 4 第 1 項の規定による指定に当たっては、自治大臣は、あらかじめ当該府県の選挙管理委員会の意見を聴かなければならない。
- 5 前項の規定により当該府県の選挙管理委員会が自治大臣に意見を述べる場合には、あらかじめ当該市町村の選挙管理委員会の意見を聴くものとする。

（任期の特例）

- 第 2 条 前条第 1 項の地方公共団体の議会の議員又は長の任期は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 93 条第 1 項又は第 140 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 7 年 6 月 10 日までの期間とする。

（告示の期間）

第3条 第1条の規定により行われる選挙の期日は、公職選挙法第33条第5項又は第34条第6項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる選挙の区分に応じ、当該各号に定める日に告示しなければならない。

- 1 府県知事選挙 平成7年5月25日
- 2 指定都市（地方自治法第252条の19第1項の指定都市をいう。次号及び第4号において同じ。）の長の選挙 平成7年5月28日
- 3 府県及び指定都市の議会の議員選挙 平成7年6月2日
- 4 指定都市以外の市の議会の議員及び長の選挙 平成7年6月4日
- 5 町村の議会の議員及び長の選挙 平成7年6月6日

（同時選挙）

第4条 第1条の規定により行われる指定府県の議会の議員の選挙及び指定府県の知事選挙又は指定市町村の議会の議員の選挙及び指定市町村の長の選挙は、それぞれ公職選挙法第119条第1項の規定により同時に行う。

- 2 第1条の規定により行われる指定市町村の議会の議員又は長の選挙及び当該指定市町村の区域を包括する指定府県の議会の議員又は長の選挙は、公職選挙法第119条第2項の規定により同時に行う。

（政令への委任）

第5条 前3条に定めるもののほか、第1条の規定により行われる選挙に係る公職選挙法その他の法令の規定に関する技術的読替えその他この法律の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

- 2 その区域の全部又は一部が第1条第1項に規定する特定被災区域内にある地方公共団体の議会の議員又は長の同条の規定により行われる選挙以外の選挙につき公職選挙法の規定により難い事項については、政令で特別の定めをすることができる。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

候補者に関する調

(立候補届出順)

候補者氏名	住 所	生年月日	党 派	職 業
にしむらしょうご 西村省吾	兵庫県加西市上宮木町 203 番地	昭和 5 年 4 月 21 日	無 所 属	農 業
かしわらまさゆき 柏原正之	兵庫県加西市北条町北条 341 番地	昭和 17 年 11 月 21 日	無 所 属	歯 科 医
きぬがわゆきこ きぬ川幸子	兵庫県加西市北条町古坂 485 番地	昭和 5 年 9 月 15 日	無 所 属	神戸経営経理研究所代 表者

投票に関する調

(1) 投票事務

投 票 時 間	投 票 管 理 者	投 票 立 会 人	投票事務従事者数 (本部事務含む)
7時から18時まで	35名	105名	184名

(2) 投票者数及び投票率

区 分	男 性	女 性	合 計
名簿登録者数	18,967	20,479	39,446
当日有権者数	18,785	20,292	39,077
投 票 者 数	11,333	12,732	24,065
投票率 (%)	60.33	62.74	61.58
棄 権 者 数	7,452	7,560	15,012
不在者投票者数	336	332	668

(3) 投票区別投票者数

区 別	当日有権者数			投票者数			投票率 (%)		
	男性	女性	合計	男性	女性	合計	男性	女性	合計
南町公会堂	633	673	1,306	382	461	843	60.35	68.50	64.55
栗田公民館	455	474	929	277	311	588	60.88	65.61	63.29
北条西保育所	1,182	1,247	2,429	672	730	1,402	56.85	58.54	57.72
横尾公民館	644	725	1,369	356	403	759	55.28	55.59	55.44
コミュニティセンター	598	646	1,244	286	319	605	47.83	49.38	48.63
東高室公会堂	609	623	1,232	321	368	689	52.71	59.07	55.93
西南公会堂	483	521	1,004	287	291	578	59.42	55.85	57.57
富田幼稚園	599	665	1,264	375	418	793	62.60	62.86	62.74
畑町公会堂	341	364	705	221	248	469	64.81	68.13	66.52
福居町公会堂	442	467	909	286	307	593	64.71	65.74	65.24
賀茂保育所	785	884	1,669	458	503	961	58.34	56.90	57.58
鎮岩町公会堂	366	406	772	255	306	561	69.67	75.37	72.67
西長町公会堂	293	315	608	190	210	400	64.85	66.67	65.79
大柳町公会堂	84	98	182	63	69	132	75.00	70.41	72.53
上野田町公会堂	694	746	1,440	443	525	968	63.83	70.38	67.22
多聞保育園	665	739	1,404	409	492	901	61.50	66.58	64.17
老人憩いの家	241	278	519	159	184	343	65.98	66.19	66.09
三口町公会堂	517	564	1,081	326	371	697	63.06	65.78	64.48
中野町公会堂	687	710	1,397	404	455	859	58.81	64.08	61.49
田原町公会堂	621	651	1,272	393	457	850	63.29	70.20	66.82
網引町公会堂	426	457	883	278	317	595	65.26	69.37	67.38
繁昌町公会堂	615	618	1,233	298	340	638	48.46	55.02	51.74
別府保育園	490	546	1,036	278	330	608	56.73	60.44	58.69
富合小学校多目的ホール	621	640	1,261	370	404	774	59.58	63.13	61.38
玉野児童館	504	546	1,050	334	374	708	66.27	68.50	67.43
農村環境改善センター	389	402	791	280	308	588	71.98	76.62	74.34
河内町公会堂	299	306	605	193	212	405	64.55	69.28	66.94
日吉小学校体育館	947	1,053	2,000	577	623	1,200	60.93	59.16	60.00
宇仁小学校体育館	414	539	953	219	269	488	52.90	49.91	51.21
小印南町公会堂	313	354	667	185	196	381	59.11	55.37	57.12
下芥田町公会堂	278	320	598	179	210	389	64.39	65.63	65.05
泉第1保育所	1,036	1,104	2,140	595	638	1,233	57.43	57.79	57.62
中富町公民館	484	490	974	287	295	582	59.30	60.20	59.75
西在田小学校体育館	765	842	1,607	511	592	1,103	66.80	70.31	68.64
下万願寺町公会堂	265	279	544	186	196	382	70.19	70.25	70.22
合 計	18,785	20,292	39,077	11,333	12,732	24,065	60.33	62.74	61.58

開票に関する調

(1) 開票事務

日 時 平成7年6月11日 午後7時20分
場 所 加西市農業協同組合 農協会館大ホール

開票時間	開票管理者	開票立会人	開票事務従事者数
午後7時20分から 午後8時45分まで	1名	3名	104名

(2) 投票の内訳

投票総数	有効投票数	無効投票数	無効投票率 (%)
24,065	23,790	275	1.14

(3) 候補者得票数

当落の別	党派	候補者氏名	年齢	新現元別	男女別	候補者得票数
当選	無所属	柏原正之	52	新	男性	13,103
	無所属	西村省吾	65	新	男性	10,340
	無所属	きぬ川幸子 (衣川幸子)	64	新	女性	347
法定得票数	5,947.50	供託物没収点	2,379.00	選挙運動法定費用		7,177,500円